

令和5年度 第1回 磐田市廃棄物減量化等推進審議会

日時：令和5年8月2日（水）午前10時～
会場：磐田市クリーンセンター2階研修室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付（新規委員3名）
- 3 環境水道部長挨拶
- 4 委員自己紹介
- 5 役員を選出
- 6 議事
 - (1) 本市のごみ排出量の現状について 資料1
 - (2) 令和5年度の主な取組みについて 資料2
 - (3) その他報告事項
今後の審議会の予定について
 - ・第2回審議会 令和5年11月中旬（ごみ処理施設の視察）
 - ・第3回審議会 令和6年3月中旬
- 7 閉会

磐田市廃棄物減量化等推進審議会委員

任期：令和6年6月30日まで

(順不同)

氏名	団体名等	継続・新規
吉野 博行	磐田市自治会連合会	新規
安間 美恵子	消費研究グループいそじ会	継続
白川 早苗	シニアクラブ磐田市	継続
永井 さえ子	いわた消費者協会	継続
今泉 佳代	磐田商工会議所	継続
宮地 浩	磐田市商店会連盟	継続
磯部 良幸	遠州中央農業協同組合	新規
伊藤 慎弥	中遠リサイクル協同組合	継続
渡邊 カルロス	磐田市外国人情報窓口	継続
鈴木 弥栄子	磐田市議会	新規
鎌田 俊己	一般財団法人日本環境衛生センター専任講師	継続
相羽 久美	公募	継続
宮田 伸生	公募	継続
玉木 良汰	公募	継続

<参考：事務局>

西山 実	磐田市環境水道部長	
太田 和良	磐田市環境水道部ごみ対策課長	
鈴木 法之	磐田市環境水道部ごみ対策課長補佐	
山内 克浩	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	
池田 その美	磐田市環境水道部ごみ対策課主任	

磐田市廃棄物減量化等推進審議会関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第3章 廃棄物減量化等推進審議会

(設置)

第12条 一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項その他市長が必要と認める事項を審議するため、磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民団体等の代表者

(3) 市民代表

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は再任することを妨げない。

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則

(審議会の会長等)

第24条 条例第12条の磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第26条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選により定める。

(関係者の出席等)

第27条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第28条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(趣旨)

第1条 この告示は、磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成17年磐田市条例第156号。以下「条例」という。)第12条に定める磐田市廃棄物減量化等推進審議会(以下「審議会」という。)について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより審議会の円滑な運営を図るものとする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物の減量化の推進に関すること。
- (2) 一般廃棄物の資源化の推進に関すること。
- (3) 一般廃棄物の適正処理に関すること。
- (4) その他市長が必要があると認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(報酬)

第5条 市長は、審議会の委員に報酬を支払うことができる。

- 2 前項の報酬は、磐田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年磐田市条例第48号)の定めるところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境水道部において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

一般廃棄物処理計画関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(一般廃棄物処理計画)

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

第4章 廃棄物の適正処理

(処理計画の公示)

第13条 市長は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画(以下「処理計画」という。)を定めたときは、これを公示しなければならない。処理計画に変更が生じたときも、同様とする。

一般廃棄物処理計画関係法令

磐田市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき、一般廃棄物処理計画を策定しています。

(1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画 (令和4年度から令和13年度)

本計画は、磐田市の廃棄物行政における根幹を成すものとして令和3年度に策定しました。一般廃棄物(ごみ・生活排水)の処理に関する方針を長期的・総合的視点に立って明確にするものです。

(2) 磐田市一般廃棄物処理実施計画 (令和5年度)

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に基づき、年度毎に一般廃棄物の収集運搬及び処分について策定しています。

◆策定のポイント

- ・磐田市一般廃棄物処理基本計画と整合を図り、10年間で10%のごみの減量を目指し、令和4年度の実績値を参考にごみ排出量の見込みを設定。
- ・令和4年台風15号の災害廃棄物については、別途集計して令和5年度の目標値を設定。

1 本市のごみ排出量の現状

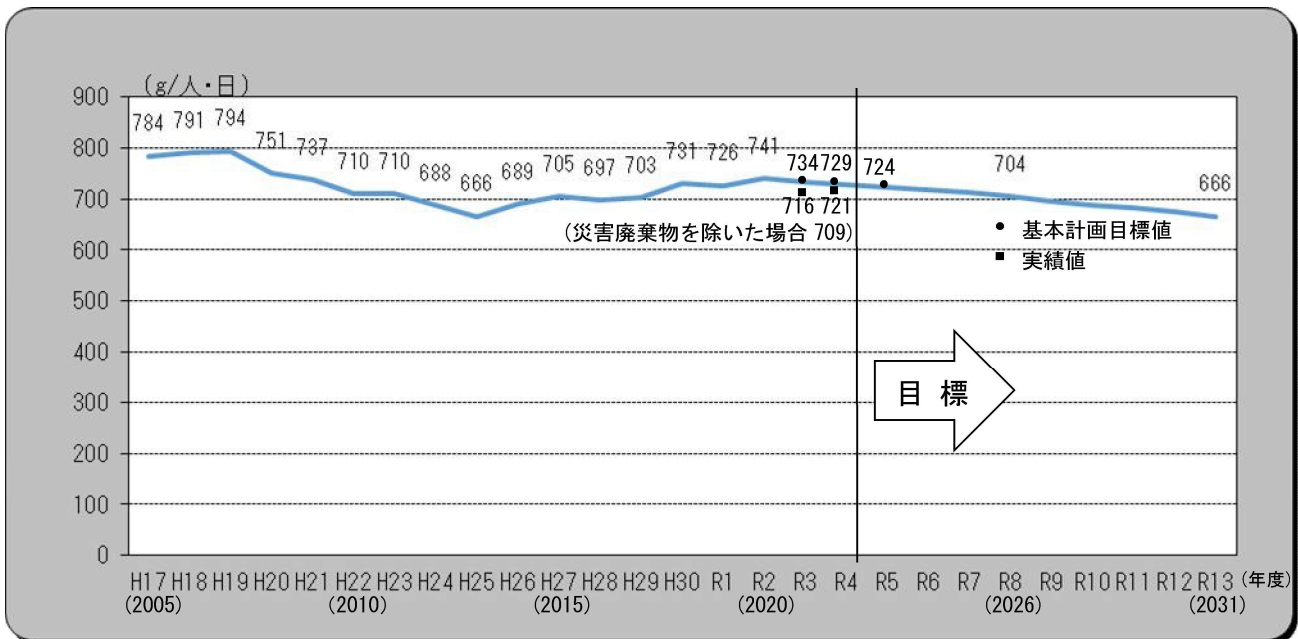
(1) 一人一日あたりのごみ排出量

① 目標値

本市の一人一日あたりのごみ排出量は、全国、県内でも上位の少なさであるが更なる削減を目指す。

本目標値は、第2次磐田市総合計画後期基本計画における目標値として位置付け、国や県の目標値との整合を図り、本市における令和2年（2020年）度実績の741gから10%減の666gとする。

令和2年（2020年）度 実績	令和8年（2026年）度 中間	令和13年（2031年）度 目標
741 g	704 g	666 g



② 本市における一人一日あたりのごみ排出量の定義

一人一日あたりのごみ排出量 (g)	$\text{ごみ総排出量 (kg)} \div \text{総人口 (人)} \div 365 \text{日} \times 1,000$
-------------------	---

③ 実績

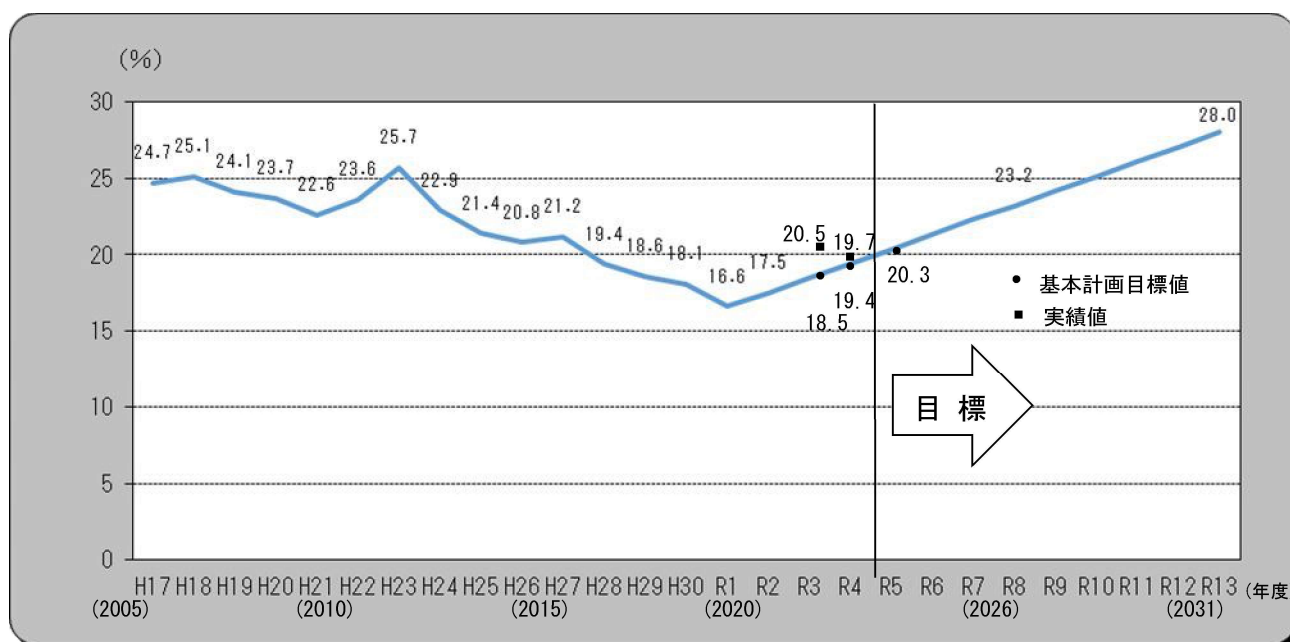
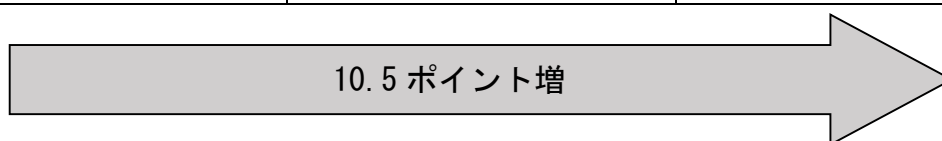
令和4年（2022年）度は、目標値729gに対し、実績見込み721gとなった。台風15号の災害廃棄物により令和3年度の実績値716gに比べ増加しているが、災害廃棄物を除いた場合は709gとなり、実質的にはごみの減量化が進んでいる。

(2) 資源化率

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、令和7年(2025年)度までに28%以上(平成30年(2018年)度から8ポイント増)にする目標が設定されている。本市においても、国の目標値との整合を図り、本市における令和2年(2020年)度実績の17.5%から10.5ポイント増の28.0%とする。

令和2年(2020年)度 実績	令和8年(2026年)度 中間	令和13年(2031年)度 目標
17.5%	23.2%	28.0%



② 本市における資源化率の定義

資源化率 (%)	$\frac{(\text{資源化物量} + \text{古紙等資源集団回収及び拠点回収量} + \text{焼却灰資源化量})}{(\text{ごみ総排出量} + \text{古紙等資源集団回収及び拠点回収量})} \times 100$
-------------	--

③ 実績

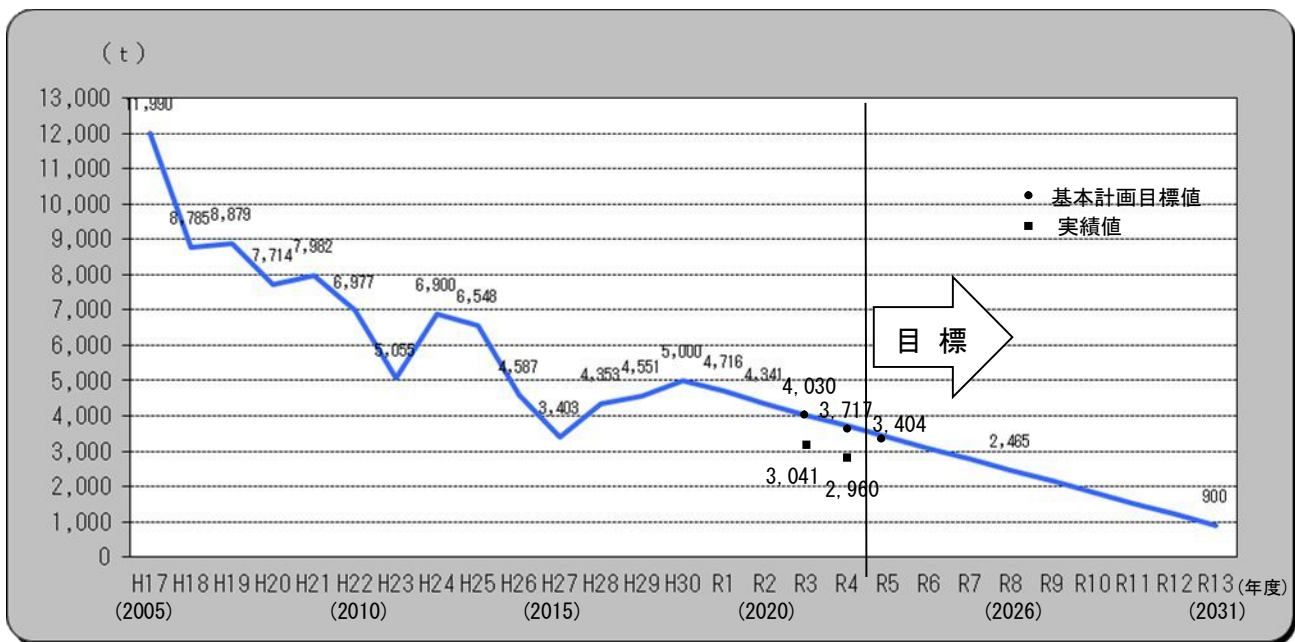
令和4年(2022年)度の実績は、19.7%となった。磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化などを進めているが、更なる資源化促進のため、引き続き資源化品目や手法の調査を進める。

(3) 最終処分量

① 目標値

国の第四次循環型社会形成推進基本計画では、平成30年(2018年)度に対し、令和7年(2025年)度において最終処分量を約17%削減する目標が設定されている。本市においては、本計画期間中に焼却残渣(焼却灰)を全量資源化する方針であるため、最終処分量の目標値としては、令和3年(2021年)度実績の3,041tから焼却残渣(焼却灰)2,194tを除いた1,090tに対し、約17%減の900tとする。

令和2年(2020年)度 実績	令和8年(2026年)度 中間	令和13年(2031年)度 目標
4,341 t	2,465 t	900 t



② 本市における最終処分量の定義

最終処分量 (t)	直接最終処分量 (ごみ収集による埋立ごみ量+自己搬入による埋立ごみ量) + 焼却残渣量 + 処理残渣量 ※本計画から国の指針に合わせ、焼却残渣量と処理残渣量を加えた。
-----------	---

③ 実績

令和4年(2022年)度の実績は、2,960tとなった。磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化により最終処分量が減少しているが、今後も民間委託による安定的な処理に向け、処理先や搬出方法について引き続き検討を進める。

2 令和5年度の主な取組み

(1) 食品ロス削減に関する取組み

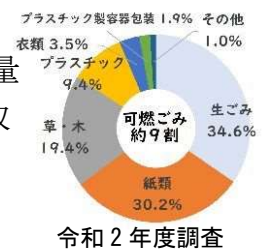
①「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」を実施

令和3年度に県内で初めて実施した「値引きシールを集めて食品ロス削減キャンペーン」の応募数が令和4年度は6,900通を超えるなど好評であり、引き続き食品ロス削減の意識啓発を図るため、事業者及びいわた消費者協会と連携して実施する。併せて協定参加事業者の拡大を図る。



②可燃ごみ組成調査を実施

家庭ごみの約9割を占める可燃ごみの内容物調査を行い、ごみの減量施策を検討するとともに、食品ロスの実態把握とプラスチック一括回収に向けた基礎資料として活用する。(3年毎に実施)



(2) プラスチックごみ削減に関する取組み

啓発用100%紙製クリアファイルの作成

ゼロカーボンシティの取組みの一環であるプラスチックごみ削減に向け、クリーンセンターの施設見学参加者、市民、事業者等に配布して啓発する。



(3) 3Rの推進に関する取組み

①雑がみ530(ごみゼロ)スタンプラリーを開催

市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとなるよう、スタンプラリーを実施する。

実施期間：令和5年3月1日～令和5年5月30日

対象：市内在住の方（世帯単位での参加）

会場：市内リサイクルステーション5か所

記念品：しっぺいトイレットペーパー 世帯で1個（先着530個）

参加方法：参加用紙を広報いわた2月号の紙面上に掲載して全戸配布



②施設見学会、ごみの分別説明会

ごみ減量及びリサイクル推進の意識啓発を図るため、小中学生を対象とした施設見学会、ごみの分別説明会を実施する。

③広報いわた・市ホームページ・LINE・ごみ分別アプリ等での啓発

ごみの分別やごみの減量等について、わかりやすく情報発信する。

④10月の「3R推進月間」及び「食品ロス削減月間」に併せた普及啓発

3R(リデュース・リユース・リサイクル)や、食品ロス削減を推進するため、市役所本庁舎、ひと・ほんの庭にこっと、中央図書館の展示コーナーで啓発を行う。

⑥生ごみ堆肥化容器設置費補助事業

家庭から出る生ごみの削減を図るため、生ごみ堆肥化容器を購入した家庭に補助金を交付する。



⑦古紙等資源集団回収事業奨励金交付事業

古紙等の再資源化を推進するため、市内から出る古紙や古布、空き缶などを回収する団体に対して、回収量に応じて奨励金を交付する。

(4) ごみの適正処理に関する取組み

①外国人向けごみ分別動画の製作(ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語)

適切なごみの分別、出し方を啓発するため、ガイドブックなど紙面では分かりにくいごみの分別や減量の取組みを映像で周知する。

ごみ分別動画(DVD)「どうなるの?我が家のごみ」を3カ国語に翻訳。



②ごみ袋の記名が難しい事情がある方に記号の割り当てを開始

プライバシー等の観点で事情があり記名が難しい場合に、ごみ対策課に申請することで「記号」を割り当てる手続きを新たに始める。

(5) 最適なごみの処理体制に関する取組み

①リサイクルステーション・日曜リサイクルステーションの開設

排出環境充実を図るため、リサイクルステーションと市内5か所に日曜リサイクルステーションを開設する。

・リサイクルステーション開設日

月曜～金曜(祝日を除く) 8時30分～17時

・日曜リサイクルステーション開設日

日曜9時～11時(毎週:磐田 第2:福田 第3:竜洋、豊岡 第4:豊田)

- ・回収品目:プラスチック製容器包装、空き缶、空きびん、ペットボトル、廃食用油、蛍光管、乾電池、古着類、使い捨てライター、新聞紙、雑誌・雑がみ、段ボール、パソコン、スプレー缶、金属ごみ、ガラス、陶器、羽毛ふとん、小型充電式電池、ハブラシ、インクカートリッジ、電子タバコ、加熱式タバコ、携帯式扇風機などの充電式電池が内蔵された機器 ※令和5年4月より回収品目に追加



②磐田市クリーンセンターの焼却灰やガラス、陶器の資源化

焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的に資源化するとともに、最終処分場への埋立処分量の削減を図る。

③災害廃棄物仮置場の資材拡充

大規模地震や台風などの時に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の資材を拡充する。

